

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月3日

名古屋税関長 柴田 敬司

記

- 被許可者の住所及び名称
三重県四日市市霞二丁目1番地の1
日本トランスシティ株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
日本トランスシティ株式会社浜園保税蔵置場
三重県四日市市浜園町1番1
- 更新した期間
自 令和6年5月1日
至 令和10年10月31日